	⑷　⑶で算定した無線送受信装置ユニット数を無線送受信装置架当たりユニット数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、無線送受信装置架数とする。 ⑸　⑴～⑷で算定した各設備量は、当該区間の両端の各局にそれぞれそのままの量を割り付けるものとする。 2　投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定した変復調回線切替装置ユニット数等を用いて次の算定式により、局ごと無線伝送装置投資額を算定し、全ての局の局ごと無線伝送装置投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。 局ごと無線伝送装置投資額 ＝変復調回線切替装置ユニット数 ×変復調回線切替装置ユニット単価 ＋変復調回線切替装置架数 ×変復調回線切替装置架・共通部単価 ＋無線送受信装置ユニット数 ×無線送受信装置ユニット単価 ＋無線送受信装置架数 ×無線送受信装置架単価
無線アンテナ	1　設備量の算定 区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、無線通信が指定されている経路数の合計に経路当たりアンテナ数を乗じたものを、当該局のアンテナ数とする。 2　投資額の算定 局ごとに、前項の規定に基づき算定したアンテナ数を用いて次の算定式により、局ごとアンテナ投資額を算定し、全ての局の局ごとアンテナ投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。 局ごとアンテナ投資額 ＝アンテナ数×アンテナ単価
無線鉄塔	1　設備量の算定 区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局が無線単独局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の屋上設置用鉄塔数とする。